

令和8年度女性の起業応援事業企画運営業務委託事業者の 公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、「女性の起業応援事業企画運営業務」委託事業者を選定する手続きについて、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の趣旨

女性の社会参画への支援については、職業生活と家庭生活の両立に必要な環境整備の遅れや、根強い固定的性別役割分担意識など、いまだ十分な状況であるとは言い難く、女性の変化に応じ、様々な分野でチャレンジし、豊かさを感じられる生活を送るために多様な選択肢の中から自分にとって適切な選択をするための具体的イメージを描くことは依然として難しい状況である。

そのため、起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性に対して、必要な情報および体験の場を提供し、あらゆる分野への積極的な参画を促すとともに女性が社会に参画していくためのネットワークづくりを支援する必要がある。

そこで、女性の起業を一貫して支援する「女性の起業応援センター」として、総合的な女性のチャレンジ支援を実施するにあたり、講座等の企画運営に関して専門性やノウハウを有する事業者等に業務を委託し、起業をあらゆる角度から総合的にサポートし、効率的な伴走支援を実施する。

3 業務の概要

- (1) 委託業務の名称
令和8年度女性の起業応援事業企画運営業務
- (2) 業務の内容等
別紙「令和8年度女性の起業応援事業企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年(2027年)3月19日(金)まで
- (4) 実施場所
滋賀県立男女共同参画センター(以下、「センター」という。)多目的スペース等
- (5) 支出予定額
6,990,770円(消費税および地方消費税を含み、税率は10%とする。)

4 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

(営業種目) 大分類「役務」

(地域ブロック) 滋賀県内に本店を有する者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
(〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1TEL 077-528-4314)

5 公募型プロポーザル説明会

実施しない。

6 公募型プロポーザルにかかる質問および回答について

(1) 質問票提出期限

令和8年(2026年)4月9日(木) 12時まで ※必着

(2) 質問方法

質問は質問票(様式2)により E-Mail または FAX でのみ受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送付した事業者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

質問者に対し、E-mail または FAX で個別に回答するとともに、各事業者からの質問をまとめて令和8年4月10日(金) 17時をめぐりに当センターホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/>)に掲載する。

なお、回答に対する質問は受け付けない。

7 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(5)の書類(以下、企画提案書等という。)を作成し、提出すること。

(1) 応募申込書(様式1) 正1部、副4部

(2) 企画提案書(様式3) 正1部、副4部

ア 別添仕様書に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 以下の内容を記載すること。

(3) 概算見積書(様式4または任意様式) 正1部、副4部

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まですべてに要する経費とその内訳を明記すること。内訳の記載に当たっては、人件費(講師人件費など)、管理運営費や事業費(広報費用など)ごとに分類すること。また、消費税および地方消費税の税額を明示すること。

(4) 事業者概要(様式5) 1部

(5) 社会政策推進関係資料(登録や認定を受けているなどの場合)

① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証(県発行)の写し 1部

② 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し 1部

- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し」
1部
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
1部
- ⑤ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
1部
- ⑤ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。
ア障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか（「有」の場合 令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写しを添付すること）
イ障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。（「有」の場合 障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）を添付）
ウ「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。
エ障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。
- ⑦ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、その認証証・登録証の写し
1部
- ①国際標準化機構が定めた企画ISO14001に適合している旨の認証
②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

※企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本4部には、審査の公正を期すため、参加者を特定できる表示をしないこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月17日（金） 12時まで ※必着

(2) 提出場所

下記12に示す担当部署

(3) 提出方法

郵送または直接持参

- ・ 郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出、受領の記録が残る方法により提出するとともに、書類を郵送した旨を電話にて連絡すること。
- ・ 直接持参の場合の受付は、休所日（4月6日、13日）を除く9時から17時までとする。（最終日は、12時まで）

9 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

当センターが設置する審査会において、以下の審査基準に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の範囲内において総合点が最も高い提案者を当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。なお、プレゼンテーションは行わない。

ア. 提案内容の妥当性についての審査項目（全てを満たしていること）

番号	評価項目	評価
①参加資格	実施要領3の参加資格を満たしているか。	要件を満たしている場合は「○」、要件を満たしていない場合は「×」
②趣旨	提案内容は、本事業の趣旨にあっているか。	
③法令等の制約	事業実施にあたり、法令等に違反するなど実施上の制約はないか。	

イ. 提案内容についての審査項目

審査項目	審査の視点	配点
企画内容	④業務の実施方針	12点
	⑤女性のチャレンジ・起業支援セミナーの企画運営方法	12点
	⑥女性の起業家交流会の企画運営方法	12点
	⑦女性のコワーキング・チャレンジオフィスおよびチャレンジショップ体験の企画運営方法	12点
	⑧女性の起業オンライン相談の企画運営方法	12点
	⑨広報・集客力	10点
実施体制	⑩業務の運営体制が整えられ、確実な業務の遂行や良好な運営が期待できるか。	5点
実現可能性	⑪全体のスケジュールが無理のない具体的な内容か。	5点
	⑫類似事業の取組実績があるか。およびその内容が適切か。	5点
価格妥当性	⑬概算見積額 次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満 …評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上 …評価点の満点の10%の点	5点
	⑭「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主とし	2点

て厚生労働大臣の認定を受けているか。	
⑮「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	2点
⑯次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	2点
⑰高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1点
⑱障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
⑲環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	2点
計	100点

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案書の提出があった事業者全員に文書で通知する。

(3) その他

審査会で契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内に書面（任意の様式）により、センターに対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

センターは、説明を求めた書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

10 契約の締結

審査会で選定された提案者は、企画提案書等の内容について、センターと詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

11 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) この公募型プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

13 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

滋賀県立男女共同参画センター 担当：松井、古郷

〒523-0891 近江八幡市鷹飼町 80-4

TEL : 0748-37-3751 FAX : 0748-37-5770 E-mail : g-net@pref.shiga.lg.jp